

新型コロナウイルス感染症の影響による町税の猶予の特例制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税の納税猶予の申請をされる場合、以下の点にご注意ください。

【個人納税義務者向け】

チェック欄	注意事項	備考
	納付の期限を猶予（延長）する（最長1年間）制度であり、 <u>納税を免除したり、税額を減額する制度ではありません。</u> <u>猶予期間が経過した時点で、猶予していた町税を納付していただく必要があります。</u>	
	納付の猶予（延長）期限は、最長1年間ではありますが、最初に申請した期日からの <u>延長はできません。</u> 【例】 最初に1年間と申請 ⇒ 猶予（延長）期限は1年間 最初に <u>6ヵ月</u> と申請 ⇒ 猶予（延長）期限は <u>6ヵ月</u> <u>※1年間に延長することはできません。</u>	
	新型コロナウイルス感染症の影響による町税の納税猶予の申請期限は、 <u>法施行日（令和2年4月30日）から2ヵ月以内、または納期限内</u> です。期限を過ぎると、原則、申請はできません。	<u>令和 年 月 日</u> <u>までに申請</u> してください。
	納税猶予が認められた場合、「徴収猶予許可通知書」を送付しますので、大切に保管してください。 ※ <u>納税猶予期間中に軽自動車の継続検査（車検）を受けるためには「徴収猶予許可通知書」の掲示が必要</u> になります。	
	新型コロナウイルス感染症の影響による町税の猶予の特例制度の対象となる町税は、原則として以下のとおりです。 平成31年度 固定資産税 第4期 令和2年度 固定資産税 第1～3期 令和2年度 軽自動車税 令和2年度 町府民税 第1～3期	<u>令和2年2月1日～令和3年1月31日までの納期限の町税が対象</u> となります。
	納税猶予が認められた場合でも、口座振替をご利用いただいている場合、引き落としの停止が間に合わないことがあります。	

チェック欄	注意事項	備考
	令和2年度 町府民税・固定資産税 第4期以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予の対象とはなりませんので、 <u>納期限が前後し、第4期以降および令和3年度の町税を先に納付しなければならない場合があります。</u>	

【納期限のイメージ図 その①】

例：令和2年度 町府民税 第1～3期について、1年間の納税猶予が認められた場合の納期限

	期 別	納 期 限				
		R3. 2. 1	R3. 6. 30	R3. 8. 31	R3. 11. 1	R3. 11. 2
納税猶予の対象	令和2年度 第1期		○			
	第2期			○		
	第3期					○
納税猶予の対象外	第4期	○				
	令和3年度 第1期		○			
	第2期			○		
	第3期				○	

【納期限のイメージ図 その②】

例：令和2年度 固定資産税 第1～3期について、1年間の納税猶予が認められた場合の納期限

	期 別	納 期 限						
		R3. 3. 1	R3. 5. 31	R3. 6. 1	R3. 7. 31	R3. 8. 2	R3. 12. 27	R3. 12. 28
納税猶予の対象	令和2年度 第1期			○				
	第2期				○			
	第3期							○
納税猶予の対象外	第4期	○						
	令和3年度 第1期		○					
	第2期					○		
	第3期						○	